

平成 27 年 12 月 18 日

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

扶桑化学工業株式会社

当社はコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を以下のように定めており、すべてのステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組み状況・方針は、以下の通りであります。

第 1 章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則 1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利を実質的に確保し、株主がその権利を行使できるようにするために、さらに株主間の実質的な平等性を確保するために、ホームページ等を使用した情報公開の迅速化、株主総会の開催日および開催場所の適切な設定、既存株主の権利を損なう可能性のある資本政策の不採用や関連当事者取引の管理に努めています。

【原則 1 - 1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主の権利が実質的に確保されるようにするため、情報の迅速かつ積極的な開示や株主総会における議決権の行使が円滑にできる環境の確保に努めています。

【補充原則 1 - 1 ①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会后に議決権の行使結果について、集計し、その賛否割合を判定しております。この賛否割合の判定において、反対意見が多いと判断した議案については、機関投資家が公表している議決権行使基準に照らし合わせ、反対の要因分析を実施し、次年度以降の報告事項や決議事項の参考にしています。

【補充原則 1 - 1 ②】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、「ライフサイエンス事業部」と「電子材料事業部」及びコーポレートスタッフである「管理本部」から構成され、これらの事業部・本部長には、それぞれ業務執行取締役が業務執行の責任者として配置されています。

また、各事業部内で開催される事業部経営会議には、当該事業部を管掌する取締役に加えて、代表取締役および常勤監査役が出席しており、迅速な意思決定を可能にしています。

また、当社の役員（取締役および監査役）10名のうち社外役員は5名に達しております。

このようなことから、当社の取締役会は総会議決事項の一部委任を受けるに足る体制であると判断しており、事実、自己株の買い付けや中間配当の実施等を取締役に委任しております。委任している内容については、有価証券報告書に明記しております。

【補充原則 1 - 1 ③】

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を認識し、株主による権利行使を妨げることのないように配慮しています。

特に、法定備置書類の閲覧請求、株主総会における株主提案、違法行為の差止め請求などについては、株式取扱規程その他の文書にて、権利行使が円滑にできるように手順等を明確にしています。

【原則 1 - 2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、当社ホームページでの招集通知の開示、開催場所の固定、議決権行使書の郵送による議決権行使などを採用しております。

今後、さらにより株主が権利行使しやすい環境整備に取り組みます。

【補充原則 1 - 2 ①】

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、決算資料が確定後、速やかに東京証券取引所や当社のホームページに掲載し、また招集通知の発送翌日には東京証券取引所や自社のホームページに掲載をすることにより、必要な情報の提供を行っております。

【補充原則 1 – 2 ②】

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社では、株主の皆様の実質的な公平性を期すという考え方から、招集通知を発送した翌日に東京証券取引所のウェブサイト招集通知を掲示し、また当社ホームページから東京証券取引所に掲示してある招集通知へリンクするように設定しております。

【補充原則 1 – 2 ③】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、より多くの株主が株主総会に出席できるように、株主総会の会場を固定するように努めるとともに、原則として株主総会集中日を避けるように日程を設定しております。

【補充原則 1 – 2 ④】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社における外国人持ち株比率は、他の上場企業に比べ低いことから、現時点では招集通知を英訳することは見合わせております。

今後、外国人持ち株比率が相当量になった場合に備え、招集通知の英文化や議決権行使プラットフォームの使用を検討します。

【補充原則 1 – 2 ⑤】

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社では、株主総会にて議決権を行使できるのは、株主名簿に記載された株主のみと考えており、信託銀行等の名義で株式を実質的に保有する実質株主による議決権の行使は原則として認めておりません。

ただし、事前に株主名簿上の株主を通じて株主総会の傍聴の希望があった場合には、これを認めております。

【原則 1 – 3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社の主力商品である電子材料用途のシリカは、シリコンサイクル等の影響による好不況の波を受けやすく、当社の業績を大きく変動させる要因となっております。このため、当社は財務体質の改善、強化を図ってまいりました。

今後、当社は総資産回転率、ひいては総資産利益率を向上させることを資本政策の基本としていきます。

【原則 1 - 4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見直しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社は、取引関係の強化等を主な目的として、上場会社等の株式を保有しております。当社は以下の方針に従い、他社の株式を保有します。

- ① 公的性格を有する企業を除き、単なる安定株主としての保有は行わない。
- ② 上場企業の場合は、配当等によるリターンも考慮しつつ、当社との円滑な取引に寄与する等、ビジネス上のメリットがある場合に限定する。
- ③ 保有する株式は、主としてビジネス上の観点から年に一度見直しを行う。重要性が低下している場合には、株式市場の動向を見ながら売却する。

また、政策保有株式の議決権は、以下の基準に従い行使します。

- ① 議案の内容を精査し、株主の価値の向上に資するか否かを判断する。
- ② 株主価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案のいずれに対しても反対する。

【原則 1 - 5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、会社を持続的に成長させ、企業価値や企業品質を向上させることが、株主からの受託に応えるものであると考えており、買収防止策を導入することは不要であると判断しております。

【補充原則 1 - 5 ①】

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合は、上場基準への抵触を含め、株主の利益に多大な影響を与える可能性があるため、対抗措置の提案を含めた取締役会の考えを公表します。

ただし、株式を売買することは株主の権利であり、当社としてはこれを妨げることはいたしません。

【原則 1 - 6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、2014年10月1日を効力発生日とする株式分割を行いました。これは株式の流動性向上を目的としたものであり、支配権の移動や希釈化を伴っておりません。

また、2015年12月7日を受渡日とする公募増資を行いました。その際にも目論見書等を発行し十分な説明を

行っております。

今後、新たなる資本政策、特に支配権の変動を伴うような資本政策を実施する場合には、必要な情報を迅速に開示することにより十分な説明を行います。

【原則 1 - 7. 関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、関連当事者取引を行うに当たっては、関連当事者取引管理規程に定める手続きに則り、取締役会で承認を受けることとしております。

また、このような取引が承認を受けないまま実行されたり、無制限に続けることを防止するため、全ての取締役、監査役及び主要株主から関連当事者リストを提出させ、毎事業年度初めに関連当事者取引の有無や継続取引の必要性の確認を行っております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、自らが担うべき社会的責任を認識し、中長期的に企業価値を向上させるべく、日々努めております。

当社は、1957年の設立以来、企業としての「信用」を重んじる旨を経営理念の中に掲げ、あらゆるステークホルダーから「信用」されるべく、よき協働関係の構築に努めてまいりました。

当社は、当社のこれまでの歴史に誇りを持ちながらも、そこに安住することなく常に未来を見据え、「信用」を重んじる活動を継続することによって、当社の持続的な成長と新たな企業価値の創出に努めます。

また、経営陣は、年に1回行う「経営計画発表会」において、ステークホルダーの権利や立場を尊重し、健全な企業倫理を重視する企業風土の育成に努めております。

【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、『限りなき進歩と創造』を社是に、『信用と確実性の重視、技術を通じた社会貢献と従業員の豊かさの構築』を経営信条とした、経営理念を策定しています。

【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、経営理念を基礎に、コンプライアンスを重視し、地球環境との共生や顧客・供給業者・業界・従業員・社会・行政・株主との共生を示した『扶桑化学グループの行動規範』を定め、社内に周知を図っております。

【補充原則2-2 ①】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、定期的に開く、取締役、監査役および執行役員から成るコンプライアンス委員会にて、行動規範の実践状況をレビューしております。

今後さらにコンプライアンス体制の充実を図ります。

【原則 2 - 3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、地球環境の保全と持続可能な社会の実現に寄与するため、K E S（京都環境マネジメントシステムスタンダード）に参加して、活動しております。

【補充原則 2 - 3 ①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、当社の環境への取組みの基本姿勢を示す環境方針を定め、KESへの参加、製法の変更や設備の改良・改善によるエネルギー効率の向上等に取り組んでおります。

【原則 2 - 4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社では、育児休業制度や介護休業制度、勤務地域特定制度などを導入し、女性が長く勤められる環境づくりを整備しております。

なお、当社の全取締役 7 名のうち、2 名は女性となっております。

また、障害者雇用や海外子会社からの研修生の受入れもおこなっており、これらの施策を通じて社内の多様性の確保を進めております。

【原則 2 - 5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報制度を具備し、また内部通報制度運営の根拠となる内部通報規程やコンプライアンス規程を策定しております。

内部通報があった場合には、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に報告され、コンプライアンス委員会の指導の下に必要な調査と対策の立案・実施の指示が行われております。

コンプライアンス委員には常勤取締役および常勤監査役が任命されており、また取締役会はコンプライアンスの確保の統括責任を負うことになっております。

【補充原則 2 - 5 ①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口に加えて、顧問弁護士事務所および顧問社会保険労務士事務所に社外通報窓口を設置しております。

また、社内規程により、通報者が希望した場合には通報窓口は通報者を秘匿することや通報者の不利益取り扱いの禁止が定められております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに信頼され、良好な協業体制を構築するためには、財務情報、非財務情報に関わらず、法定の枠を超えた積極的な開示が必要だと考えます。

当社は、この方針に基づき、正確な情報をホームページやその他の手段によって、積極的に開示することに努めています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- (i) 当社は、「限りなき進歩と創造」を社是に、企業としての売上・利益といった「経済的価値」と、社会の一員としてその責任を果たすという「社会的価値」を、バランスよく向上させ、「企業品質価値」を高めていくことによって、広く社会から信頼される企業を目指しております。

当社の当面の経営戦略は、ライフサイエンス事業では海外拠点のネットワークを活用したグローバル化や新たな成長分野の製品開発、電子材料および機能性化学品事業にあっては半導体の高度化に対応する製品開発や新分野への製品開発、および会社としてさらに新しい分野への進出を図るべく、経営資源の積極的投資を考えていきます。

当社の経営戦略・経営計画は招集通知「対処すべき課題」に概要を記載しております。

- (ii) 有価証券報告書のコーポレートガバナンスの状況および本報告書にて開示します。
- (iii) 取締役および監査役の報酬等については、株主総会にて決議された取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
- (iv) 当社の取締役候補を選任する方針としては、取締役会全体として必要とされる知識や経験のバランスを考慮しつつ、法令や企業倫理の遵守に徹する見識を根拠として指名することにしております。

監査役候補についても、財務・会計や法令に関する知見・知識、当社事業や企業経営に関する知見・知識などから、監査役会としてのバランスを考慮して指名しております。

手続きとしては、上記の考え方にに基づき、代表取締役および人事担当取締役が検討し、取締役会にて承認を受けることとしています。

(v) 今期に指名した取締役候補、監査役候補のうち、社外取締役3名および監査役1名については、株主総会招集通知に個人別の経歴および選任理由を記載しております。

残りの取締役候補はいずれも業務執行取締役の留任であり、前期の実績から取締役として適任であると判断しました。

【補充原則3-1 ①】

上記の情報開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社が必要な情報を開示するに当たっての方針としては、その様式や形式が法令その他の規則によって定められている、もしくは推奨される様式や形式がある場合には、当該様式・形式を使用することとしております。

そのような様式・形式が無い場合には、明瞭かつ正確に伝わるように努めております。

また、記述内容は正確かつ平易であるように努めます。

【補充原則3-1 ②】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社における外国人持ち株比率は、他の上場企業に比べ低いことから、現時点ではIR情報等を英訳することは見合わせております。

今後、外国人持ち株比率が相当量になった場合に備え、英語等による情報の提供を検討します。

【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社の監査役会や経理部門、内部監査部門は、外部会計監査人に積極的に連携し、外部会計監査人の監査日程や監査体制の確保に努め、適正な監査の実行を確保しています。

【補充原則3-2 ①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

当社監査役会は、外部会計監査人との面談や監査報告書等を通じて、外部会計監査人の職務の遂行状況を把握し、評価を行っております。また外部会計監査人の監査後に、監査役会が指針に基づき、評価しています。

【補充原則 3 - 2 ②】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

当社は、

- (i) 外部会計監査人と年度初めに協議を行い、監査スケジュールを策定しています。また監査スケジュールの進捗状況に合わせて、外部会計監査人と関連部門が随時協議を行い、監査日程を増やすなどして、十分な監査時間が確保されるようにしています。
- (ii) 監査スケジュール策定時の要請を含め、外部会計監査人から希望があった場合には、代表取締役や業務執行取締役との面談時間を確保しています。
- (iii) 外部会計監査人は、監査スケジュールにて定めた定期的な監査結果報告会にて、全監査役、経理部門及び内部監査部門と連携しているのみならず、その監査業務の遂行中に随時 監査役や内部監査部門と面談を行い、連携を取っております。
- (iv) 外部会計監査人が不備・不正を指摘した場合には、管理部門管掌取締役より取締役会に報告され、当該業務を管掌する取締役を中心として是正を行い、取締役会へ報告する体制となっております。是正の妥当性や有効性の確認については、常勤監査役や内部監査部門が行います。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社の取締役会は、企業戦略等の方向性を定め、これを受けて業務執行取締役が業務を執行します。また、当社は取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役を含めた各職位、各組織の責任と権限を明確にすることで、リスクテイクを支える環境を整備しております。

取締役会は、独立社外取締役を含む社外取締役や独立社外監査役を含む監査役が出席することにより、取締役を監督する体制をとっております。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務（1）】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社の取締役会では、社外監査役を含むすべての監査役、社外取締役も交えて、上程された議案の内容について、自己の知見や専門的な知識に基づき積極的に発言し、議案を審議しています。

経営戦略や経営計画は、取締役会での決議事項になるため、討議を受けております。

また、業務執行取締役は、自己の業務執行状況を取締役に報告しなければならないため、経営戦略や経営計画からの乖離について、取締役会の審査を受けることになります。

【補充原則4-1 ①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社では、取締役会規程および取締役会付議基準を定め、法令に準拠して取締役会で審議する事項を定めています。また、取締役会にて基本的事項または重要事項のみを決定した場合には、その細目は取締役社長が決定する、と取締役会規程に定めています。

当社はこれらに基づき、「職務権限規程」を定め、経営陣に委ねる範囲を明確にしています。

【補充原則 4 - 1 ②】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、明確な数値目標を示した中期経営計画を公表していませんが、重点目標テーマを株主総会招集通知の「対処すべき課題」に記載しております。この重点テーマの進捗状況を株主総会で報告し、新たな課題をかかげることで対応したいと考えております。

【補充原則 4 - 1 ③】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

当社は、現在のところ最高経営責任者等の承継に関する計画を策定していません。

今後、取締役会やその他の会議体を通じて、議論を深め、適切な計画を策定したいと考えます。

【原則 4 - 2. 取締役会の役割・責務（2）】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社の業務体制は、2つの事業部とコーポレートスタッフの3つの部門から成り立っており、それぞれの部門の責任者には取締役が就任しております。各業務執行取締役は、それぞれの部門運営の指揮を執るとともに、取締役会への説明責任を帯びています。

取締役会では、各業務執行取締役からの報告や提案等に対し、監査役を含めた全ての出席者が積極的に討議し、助言を含めた検討を行っております。

なお、当社では業績に連動する賞与は採用しておりますが、ストックオプション制度は取り入れておりません。

【補充原則 4 - 2 ①】

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社における役員報酬は、基本報酬と年次の業績に応じて変動する賞与部分で構成されており、その総枠は過去の株主総会で決議しております。また、ストックオプション制度は導入しておりません。

今後、持続的な成長に向けての、中長期的な業績と連動する報酬制度の必要性について検討していきます。

【原則 4 - 3. 取締役会の役割・責務（3）】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

取締役の評価基準については、明確に定めておりませんが、中長期の業績と連動する報酬などと合わせて、今後検討していきます。

また、情報開示、内部統制については管理本部長が責任者となり、適切な適時開示や内部統制体制が維持される体制になっております。

関連当事者取引に関しては、監査役の意見聴取、当該取締役を抜いた取締役会での承認が必要であり、年度ごとに関連当事者取引の継続の必要性判断を行う形で管理しております。

【補充原則 4 - 3 ①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

当社は、取締役の選任に関する方針や手続きに関しては本コードⅢ-1（iv）に示しましたが、解任に関して明確な手順や基準は定めておりません。今後は、会社の業績等を加えた、公正かつ透明性の高い手続きを検討、導入し、経営幹部の選任や解任を行う体制を構築して参ります。

【補充原則 4 - 3 ②】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、常勤取締役および常勤監査役を中心委員とするコンプライアンス委員会（委員長：社長）を定期的に開催し、当社におけるコンプライアンスの運用状況を管理しています。

社内外に設置している窓口にあった内部通報やコンプライアンス研修の実施状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。

また内部統制の運用状況は、内部監査室がその実行状況を監査しています。その監査内容および結果は、毎月行われる常勤監査役及び管理本部管掌取締役との定例会議で報告され、最終的には報告書として社長に提出されません。

【原則 4 - 4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役会を構成する3名の監査役は、企業法務や会計に精通しており、自身が持つ知識・知見に基づき、取締役会や各事業部の経営会議にて意見を述べ、また各業務担当取締役に意見を述べております。

【補充原則 4 - 4 ①】

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役会は、3名の監査役で構成されています。また、2名の常勤監査役のうち、1名は社外監査役です。全ての監査役は原則として取締役会に出席していますが、常勤監査役は取締役会への出席に加え、事業部門経営会議への出席、内部監査部門との定例会議、事業部門への監査役監査の実行等を行い、監査役会の実効性の高さを確保しております。

また、社外取締役とも、適宜意見交換を行うなどして、連携を保っております。

【原則 4 - 5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役及び監査役は、株主から経営を付託された者としての受託者責任を有するとともに、当社自身が地域社会の一員であると認識しております。

これらの社会の一員であるとの認識から、関係するステークホルダーへの説明責任を果たし、ステークホルダーの信頼を受けるべく、必要な情報の公表に努めております。

当社は、このようなステークホルダーとの関係が会社や株主への利益につながるものと確信しております。

【原則 4 - 6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社の取締役は、業務執行に係る取締役4名に対して、業務執行に携わらない社外取締役3名が選任されております。さらに取締役会には、原則として全監査役3名が出席しております。

取締役会では、社外取締役および監査役が、それぞれの知見に基づく発言や指摘を行うことで、独立かつ客観的な経営の監督を行っております。

【原則 4 - 7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社は、本年度 独立社外取締役を 1 名選任しております。(前事業年度までは独立役員として社外監査役を選任していました。なお、当該監査役は、今期も独立役員として選任しております。)

今回選任しました独立社外取締役は、弁護士としての高度な専門知識と、国際関連業務に関する広範な知見を有することから、当社における経営の重要事項の決定や業務執行の監督等に寄与していただけるものと判断しております。

【原則 4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場企業は、上記にかかわらず、その取組み方針を開示すべきである

当社は、2 名の独立社外役員を届け出ておりますが、独立社外取締役は 1 名です。

当社は、独立社外取締役を 2 名以上選任することが望ましいと考えておりますので、次年度の株主総会では 2 名の独立社外取締役を選任することを課題としております。

また当社は、4 名の業務執行取締役に対して、独立社外取締役 1 名を含めて 3 名の社外取締役および 3 名の監査役(うち独立社外役員 1 名、社外監査役 1 名)が監督する体制であるため、現時点では 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要とは考えておりません。

【補充原則 4 - 8 ①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社は、今まで独立役員として社外監査役を選任していましたが、今第 59 期は独立社外取締役を 1 名選任しております。

当社としましては、取締役会を牽制・監視する機能を持つ監査役および監査役会(独立社外役員 1 名を含む)との連携をとることで、独立社外取締役の立場を強化しております。

【補充原則 4 – 8 ②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社の独立社外取締役は、現在 1 名であるため、筆頭独立社外取締役を選任する必要はありません。

独立社外取締役を含めた社外取締役と、業務を執行する取締役や常勤監査役・監査役会との連絡・調整や連携については秘書室が担当しております。

【原則 4 – 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社では、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を満たしており、かつ、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれ無く、客観的な立場で会社のガバナンス強化に貢献できることを、独立性の判断基準としております。

当社は、この判断基準に従い、取締役および監査役各 1 名を独立役員として選任しています。

【原則 4 – 10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、会社法に定める監査役会設置会社ですが、法定の機関だけでなく、部門経営会議、コンプライアンス委員会、執行役員等の任意の機関を導入し、統治機能の充実をはかっております。

今後も必要に応じて任意の機関を導入し、統治機能の強化を図ります。

【補充原則 4 – 10 ①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社は、1 名の独立社外取締役に、その他の社外取締役を含めても取締役会の過半数には達していません。

しかし、いずれの社外取締役も、取締役会での審議において発言し、適切な関与・助言を行っております。

【原則 4 – 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役は、当社が展開している事業分野に精通している業務執行取締役に加え、企業経営や企業法務に知見を有する社外取締役が選任されています（社外取締役のうち1名は独立社外取締役）。

また、監査役には銀行出身者2名（内1名は社外監査役）に加え、独立社外役員として弁護士1名が選任されています。

【補充原則4-1-1 ①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は、取締役を選任するにあたり、法律遵守は勿論のこと高い道徳性を有すること、取締役としての職責に対する理解と果たす意識があることを前提としています。

当社がライフサイエンス事業および電子材料事業を展開していることに鑑み、これらの事業活動についての知見を有している社内取締役と企業経営や財務的、法務的な見識その他を持つ社外取締役から取締役会を構成することを基本としています。

また、活発な討議と迅速な意思決定を実現するため、取締役の員数は10名以内と定款に定めております。なお、当社の取締役会は女性2名を含む7人で構成されております。

また候補者は、上記の条件を鑑みて代表取締役および管理本部長が選任し、全監査役を出席する取締役会の承認を受けて選任しています。

【補充原則4-1-1 ②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社の全ての取締役および監査役の主要な兼職状況は、毎年株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に記載されております。

当社の全ての取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼務していません。

【補充原則4-1-1 ③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会全体の実効性に関する分析・評価および開示は、今後の検討課題とします。

【原則4-1-2. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

社外取締役および社外監査役は、取締役会において、それぞれが持つ専門的な知識や経験に基づき、意見や指摘を行っております。また社外取締役や社外監査役でない取締役及び監査役も、取締役会に上程された審議事項に意見を行うなどしております。

【補充原則 4 - 1 2 ①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

当社の取締役会は、前年末に策定された年間会議スケジュールに基づいて、原則として月に1度開催されております。また必要が生じた場合には、年間スケジュールに関わらず、電磁的手法その他により取締役会を随時開いております。取締役会の開催に先立ち、所定の期日までに、担当部門より議案を明記した招集通知と議案に関連する資料を送信しております。

取締役会にて審議する件数や審議時間については、制限を設けておらず、十分に審議を尽くしております。

【原則 4 - 1 3. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社では、取締役会の開催前に、常勤の取締役および常勤監査役による会議が持たれ、取締役会に提出する議案に関する資料に遺漏が無いかを確認しております。

また、取締役や監査役がその役割・責務を果たすために、当社が提供した情報に加えて、追加の情報を必要とする場合には、秘書室等が窓口となり、社内関係部門から情報を収集する体制になっています。

取締役および監査役への情報提供に関して、各取締役および監査役から指摘はありませんが、取締役会、監査役会を通じて指摘があった場合には逐次改善を図ります。

【補充原則 4 - 1 3 ①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

社外取締役を含む各取締役は、公正かつ適正な意思決定を行うために、自身が保有または提供された情報に不足があると考えられる場合には、直接または秘書室を通じて必要な情報入手しています。

社外監査役を含む各監査役は、監査役会で定めた監査スケジュールおよび必要に応じ、取締役や社内各部門への資料提出要求や立入監査を行い、必要な情報入手しています。

社内の各部門は、監査役や取締役から直接または秘書室を経由して、資料の提供を求められた場合には、必要な資料の提供を行っています。

【補充原則 4 - 1 3 ②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社は、弁護士や税理士その他の専門家と顧問契約を行っており、取締役や監査役は必要に応じて、これらの専門家に相談し、助力を受けることができる体制を構築しております。また、顧問契約をしていなくても、取締役や監査役が必要と判断した場合には、所定の手続きを経て、外部の専門家の助力を得ております。

【補充原則 4 - 1 3 ③】

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部監査部門は、定期的に、常勤監査役および管理部門管掌取締役と定例会議を持ち、内部監査部門が内部監査によって収集した情報等を報告しております。

社外取締役や社外監査役の指示や依頼については、秘書室や管理本部が受け、関係部門との調整を行っております。

【原則 4 - 1 4. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとらえられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役・監査役に期待される役割を果たすため、年に 1～2 回 外部から講師を招くなどして特定テーマについて研修を行っております。また、新任の取締役、監査役には、これに加えて、取締役や監査役として要求される知識を付与するための外部研修を受けることを原則としています。

さらに、必要に応じて社外のセミナーや勉強会に参加し、知識の向上や更新、人的ネットワークの構築に努めております。また、これらの費用は、当該取締役・監査役からの請求により、社内規程に基づいて当社が負担する支援を行っております。

【補充原則 4 - 1 4 ①】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、新任の取締役や監査役に対しては、取締役または監査役として遵守すべき法的知識、コンプライアンス、ガバナンス、財務経理に関する研修を、できるだけ早い機会に行うものとします。また社外から招聘した取締役および監査役については、当社が属する業界、当社が保有する設備や技術知識についても説明を行います。

また、その後もカレントトピックについても適時研修を行うものとします。

【補充原則 4 - 1 4 ②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、取締役や監査役に対し、取締役または監査役として必要な知識の習得を目的として、法的知識、コンプライアンス、ガバナンス、財務会計に関する知識、当社の属する業界、当社工場・設備に関する研修を行うものとします。ただし、再任時および社外から招聘した取締役および監査役については、これらのトレーニングの一部を割愛することがあります。なお、これらのトレーニングは主として外部の研修やセミナーを利用することを主体とし、工場見学や業界知識については社内で行うものとします。また、外部研修等の費用は当社が負担するものとします。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、上半期および年度末の決算後に、決算説明会や投資家訪問を行い、株主や投資家との対話を図っております。

また、株主や投資家から、個別面談の申し入れがあった場合には、可能な限り対応しております。

株主や投資家から寄せられた懸念や要望は、IR 担当者が集約し、取締役会に報告され、経営に反映されます。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、管理本部長を IR 管掌取締役とするとともに、管理本部総務部内に IR 担当を設置しております。

株主や投資家に対しては、上半期末および年度末毎に決算説明会を開催するとともに、投資家訪問を行っております。

また、株主や投資家から個別に対話の申し入れがあった場合には、総務部 IR 担当が、対応します。

株主や投資家から寄せられた、懸念事項その他については、IR 担当取締役が取りまとめ、取締役会に反映しております。

【補充原則5-1 ①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社における株主との対話については、総務部の IR 担当者（東京駐在）が担当しております。

上半期末および年度末後の決算説明会では社長や IR 管掌取締役が出席し、対話を行っております。

個別に申し込まれた対話については、総務部 IR 担当が、申し入れの目的や対話の重要性を判断して、応対者の調整を含め、対応しております。

【補充原則5-1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社のIR活動は、管理本部総務部IR担当（東京駐在）が担当し、管理本部を管掌する取締役がIRに関しても担当しています。

当社の管理本部総務部は、IRだけでなく、総務、法務を含んでおり、管理本部には財務経理部が含まれております。当社のIR活動は、管理本部が中心となり、必要に応じて各事業部の協力を受けて活動しております。

当社では、投資家等からの電話取材や個別面談の他に、上半期末および年度末の決算後に決算説明会を開催し、社長および管理本部長が説明を行っております。これらのIR活動で株主や投資家から受けた質問等は、担当取締役に反映され、取締役会に報告されます。

なお株主や投資家との対話は、特定の担当者が担当し、インサイダー情報の管理には配慮しております。

【補充原則5-1 ③】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年3月末時点および9月末時点における株主名簿を分析し、株主名簿上の株主構造の把握を行っております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、年度末および中間期末後に、決算説明会を開催し、経営戦略やROEや資産効率を含む経営計画値およびその進捗状況を報告するとともに、説明会資料を当社ホームページに開示しております。

以上